

令和4年度常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金の受付を開始しました

市では、地域の消費喚起および経済活性化を図るため、市内施工業者によって住宅リフォーム工事を行う市民に対して、住宅リフォーム資金補助金を交付します。

○リフォーム工事の定義

リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等（火災、風水害震災、その他の自然災害による場合を除く）

○補助対象住宅

- ・市内に所有する個人住宅
- ・市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分

○補助対象者（次のすべてに該当）

- ・市民であること
- ・補助対象住宅の所有者であり、居住していること
- ・市税等を滞納していないこと
- ・過去にこの補助を受けていないこと
- ・市で実施している他の同様の補助を受けていないこと

○補助対象工事（次のすべてに該当）

- ・着工前のリフォーム工事であること
- ・消費税を除いた工事費が20万円以上であること
- ・市内に住所および事業所を有する個人事業主または市内に本店を有する法人が行う工事であること
- ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了し、実績報告書を提出すること

○補助額

工事に要する費用	補助額
20万円以上100万円未満の工事	10%以内の額(千円未満切り捨て)
100万円以上の工事	10万円以内

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

○申請手続

補助金申請書に記入し、必要書類を添え、申請者または代理人が、商工観光課へ提出してください。

※申請は必ず着工前に行ってください(着工後の申請は受付できません)。

※工事終了後、補助事業が完了した日から起算して20日以内、または翌年3月末日までのいずれか早い日までに、添付書類を添えて実績報告書を提出していただきます。

問 本庁 商工観光課商工・企業誘致G ☎52-1111 内線273

常陸大宮市公式SNS

本市の魅力を余すことなく発信中です!



広報常陸大宮・ホームページ 掲載広告募集中!

【広報紙】 半枠 (45mm×85mm)、
全枠 (45mm×175mm)

【ホームページ】 バナー広告

*詳しくはホームページをご覧くださいか、本庁企画政策課(☎52-1111 内線311)までお問い合わせください。

URL <https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>